

2022年3月1日

各位

株式会社 紀陽銀行

証書式預金の取扱廃止および関連規定の改定について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当行では、誠に勝手ながら、2022年6月1日（水）より証書式による新たな預金（定期預金・通知預金）のお預りを廃止させていただきます。

すでに証書式の預金をお持ちで、その預金の満期日が未到来の場合は、引き続き証書をお持ちいただけますが、お預け替えの際には通帳式に変更させていただきます。

対象となる預金商品と関連する規定は下記のとおりです。

お客さまには何卒ご理解を賜りますと共に、今後とも紀陽銀行をご愛顧いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 対象となる預金商品と関連規定

対象となる預金	関連規定
(1) 定期預金	預金規定集 ①普通預金等共通規定 ②総合口座取引規定 ③定期預金共通規定 ④期日指定定期預金規定 ⑤自由金利型定期預金（M型）〈スーパー定期〉規定 ⑥自由金利型定期預金規定 ⑦紀陽6カ月据置定期「自由自在」規定 ⑧変動金利定期預金規定
(2) 通知預金	預金規定集 ①普通預金等共通規定 ②通知預金規定

※関連規定の改定内容（対比表）は別紙をご参照ください。

2. 新たな証書式預金の取扱廃止日

2022年6月1日（水）

以上

預金規定の新旧対比（改定部分に下線）

1. 定期預金共通規定

(1) 「(3. 証券類の受入れ)」

変更後	変更前
(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、 <u>通帳式の場合は当該受入れの記載を取消し、口座開設店で返却します。</u>	(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、 <u>通帳式の場合は当該受入れの記載を取消し、証書式の場合は証書と引換えたうえ、口座開設店で返却します。</u>

(2) 「(4. 届出事項の変更、通帳（証書）の再発行等）」

変更後	変更前
(3) 通帳（証書）または印章を失った場合の預金の元利金の支払いまたは <u>通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。なお、2022年6月1日以降新たな証書の取扱を終了しているため、証書を失った場合は元利金の支払いを行います。</u>	(3) 通帳（証書）または印章を失った場合の預金の元利金の支払いまたは <u>通帳（証書）の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。（記載を追加）</u>
(4) 中略	(4) 中略
(5) <u>通帳の再発行にあたっては、当行所定の再発行手数料をご負担いただきます。</u>	(5) <u>通帳（証書）の再発行にあたっては、当行所定の再発行手数料をご負担いただきます。</u>

2. 期日指定定期預金規定

(1) 【Ⅰ. 共通規定】「2. (預入形態)」

変更後	変更前
期日指定定期預金（以下「この預金」といいます。）の預入形態は、通帳式または証書式とします。 <u>(2022年6月1日以降、新たな証書式定期預金の取扱は終了しております。)</u>	期日指定定期預金（以下「この預金」といいます。）の預入形態は、通帳式または証書式とします。 <u>(記載を追加)</u>

(2) 【Ⅲ. 自動継続扱いの場合】「1. (自動継続)」

変更後	変更前
(1) この預金は、通帳（証書）記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、継続後の新元金が当行所定の限度額をこえる場合には、預入期間3年の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続するものとし、以後「自由金利型定期預金（M型）＜スーパー定期＞規定Ⅲ. 自動継続扱いの場合 複利型の場合」により取扱います。 <u>なお、2022年6月1日</u>	(1) この預金は、通帳（証書）記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、継続後の新元金が当行所定の限度額をこえる場合には、預入期間3年の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続するものとし、以後「自由金利型定期預金（M型）＜スーパー定期＞規定Ⅲ. 自動継続扱いの場合 複利型の場合」により取扱います。 <u>(記載を追加)</u>

変更後	変更前
<u>降新たな証書の取扱は終了したため、自動継続後の証書の再製は通帳への切替の取扱となります。</u>	

3. 自由金利型定期預金（M型）＜スーパー定期＞規定

(1) 【I. 共通規定】「2.（預入形態）」

変更後	変更前
自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」といいます。）の預入形態は、通帳式または証書式とします。 <u>（2022年6月1日以降、新たな証書式定期預金の取扱は終了しております。）</u>	自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」といいます。）の預入形態は、通帳式または証書式とします。 <u>（記載を追加）</u>

(2) 【II. 自動継続扱以外の場合】「3.（中間利息定期預金）」

変更後	変更前
(2) 中間利息定期預金については、原則として <u>通帳への記載は行わないこととし、次により取扱います。</u> ①中略 ②中略 ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。 <u>なお、証書式の場合は通帳式に切替後の取扱となります。</u>	(2) 中間利息定期預金については、原則として <u>通帳への記載（預金証書の発行）は行わないこととし、次により取扱います。</u> ①中略 ②中略 ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。 <u>（記載を追加）</u>

(3) 【III. 自動継続扱いの場合】

ア. 「1.（自動継続）」

変更後	変更前
(1) この預金は、通帳（証書）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。 <u>なお、2022年6月1日以降新たな証書の取扱は終了したため、自動継続後の証書の再製は通帳への切替の取扱となります。</u>	(1) この預金は、通帳（証書）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。 <u>（記載を追加）</u>

イ. 「3. 中間利息定期預金」

変更後	変更前
(2) 中間利息定期預金については、原則として <u>通帳への記載は行わないこととし、次により取扱います。</u> ①中略 ②中略 ③ 中間利息定期預金のみを解約または書	(2) 中間利息定期預金については、原則として <u>通帳への記載（預金証書の発行）は行わないこととし、次により取扱います。</u> ①中略 ②中略 ③ 中間利息定期預金のみを解約または書

変 更 後	変 更 前
<p>替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。なお、証書式の場合は通帳式に切替後の取扱となります。</p> <p><u>（記載を削除）</u></p>	<p>替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。</p> <p><u>（記載を追加）</u></p> <p>(3) <u>中間利息定期預金の証書を発行した場合には、この預金の継続にあたり、前条「単利型の場合」第2項第2号Bの規定にかかわらず、中間利息定期預金の元利金は合計しません。</u></p>

4. 自由金利型定期預金規定

(1) 【I. 共通規定】「2.（預入形態）」

変 更 後	変 更 前
<p>自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）の預入形態は、通帳式または証書式とします。<u>（2022年6月1日以降、新たな証書式定期預金の取扱は終了しております。）</u></p>	<p>自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）の預入形態は、通帳式または証書式とします。<u>（記載を追加）</u></p>

(2) 【Ⅲ. 自動継続扱いの場合】「1.（自動継続）」

変 更 後	変 更 前
<p>(1) この預金は、通帳（証書）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。なお、<u>2022年6月1日以降新たな証書の取扱は終了したため、自動継続後の証書の再製は通帳への切替の取扱となります。</u></p>	<p>(1) この預金は、通帳（証書）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。<u>（記載を追加）</u></p>

5. 紀陽6カ月据置定期「自由自在」規定

(1) 【I. 共通規定】「2.（預入形態）」

変 更 後	変 更 前
<p>据置定期預金（以下「この預金」といいます。）の預入形態は、通帳式または証書式とします。<u>（2022年6月1日以降、新たな証書式定期預金の取扱は終了しております。）</u></p>	<p>据置定期預金（以下「この預金」といいます。）の預入形態は、通帳式または証書式とします。<u>（記載を追加）</u></p>

(2) 【Ⅲ. 自動継続扱いの場合】「1.（自動継続）」

変 更 後	変 更 前
<p>(1) この預金は、通帳（証書）記載の最長お預り期限に自動的に据置定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。なお、<u>2022年6月1日以降新たな証書の取扱は終了したため、自動継続後の</u></p>	<p>(1) この預金は、通帳（証書）記載の最長お預り期限に自動的に据置定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。<u>（記載を追加）</u></p>

変 更 後	変 更 前
<u>証書の再製は通帳への切替の取扱となります。</u>	

6. 変動金利定期預金規定

(1) 【Ⅰ. 共通規定】「2. (預入形態)」

変 更 後	変 更 前
変動金利定期預金(以下「この預金」といいます。)の預入形態は、通帳式または証書式とします。 <u>(2022年6月1日以降、新たな証書式定期預金の取扱は終了しております。)</u>	変動金利定期預金(以下「この預金」といいます。)の預入形態は、通帳式または証書式とします。 <u>(記載を追加)</u>

(2) 【Ⅲ. 自動継続扱いの場合】(「1. (自動継続)」)

変 更 後	変 更 前
(1) この預金は、通帳(証書)記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。 <u>なお、2022年6月1日以降新たな証書の取扱は終了したため、自動継続後の証書の再製は通帳への切替の取扱となります。</u>	(1) この預金は、通帳(証書)記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。 <u>(記載を追加)</u>

7. 普通預金等共通規定

(1) 「3. (届出事項の変更、通帳(証書)の再発行等)」

変 更 後	変 更 前
(3) 通帳(証書)または印章を失った場合の預金の元利金の支払いまたは <u>通帳の再発行</u> は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 <u>なお、2022年6月1日以降新たな証書の取扱を終了しているため、証書を失った場合は元利金の支払いを行います。</u>	(3) 通帳(証書)または印章を失った場合の預金の元利金の支払いまたは <u>通帳(証書)</u> の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 <u>(記載を追加)</u>
(4) 中略	(4) 中略
(5) <u>通帳の再発行にあたっては、当行所定の再発行手数料をご負担いただきます。</u>	(5) <u>通帳(証書)の再発行にあたっては、当行所定の再発行手数料をご負担いただきます。</u>

8. 総合口座取引規定

(1) 「11. (解約等)」

変 更 後	変 更 前
(1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳と届出印章(キャッシュカードの発行を受けている場合はキャッシュカード)を持参のうえ、口座開設店に申出てください。こ	(1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳と届出印章(キャッシュカードの発行を受けている場合はキャッシュカード)を持参のうえ、口座開設店に申出てください。こ

変 更 後	変 更 前
<p>の場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、当行が認めた場合は、口座開設店以外の当行国内本支店でも解約できます。なお、通帳に定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の<u>通帳</u>を発行します。</p>	<p>の場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、当行が認めた場合は、口座開設店以外の当行国内本支店でも解約できます。なお、通帳に定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の<u>通帳（証書）</u>を発行します。</p>

9. 通知預金規定

(1) 「4.（証券類の受入れ）」

変 更 後	変 更 前
<p>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、<u>通帳式の場合は通帳の当該受入れの記載を</u>取消し、口座開設店で返却します。</p>	<p>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、<u>通帳式の場合は通帳の当該受入れの記載を</u>取消し、<u>証書式の場合は証書と引換え</u>たうえ、口座開設店で返却します。</p>

以 上